

103
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

己
昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十五年三月一日發行（毎月一、十一、廿二日發行）

臺灣總督府時情報部

報部

三月上旬號

☆皇紀一千六百年を迎ふる

南の據點臺灣（其ノ六）

☆本島最近の貿易趨勢

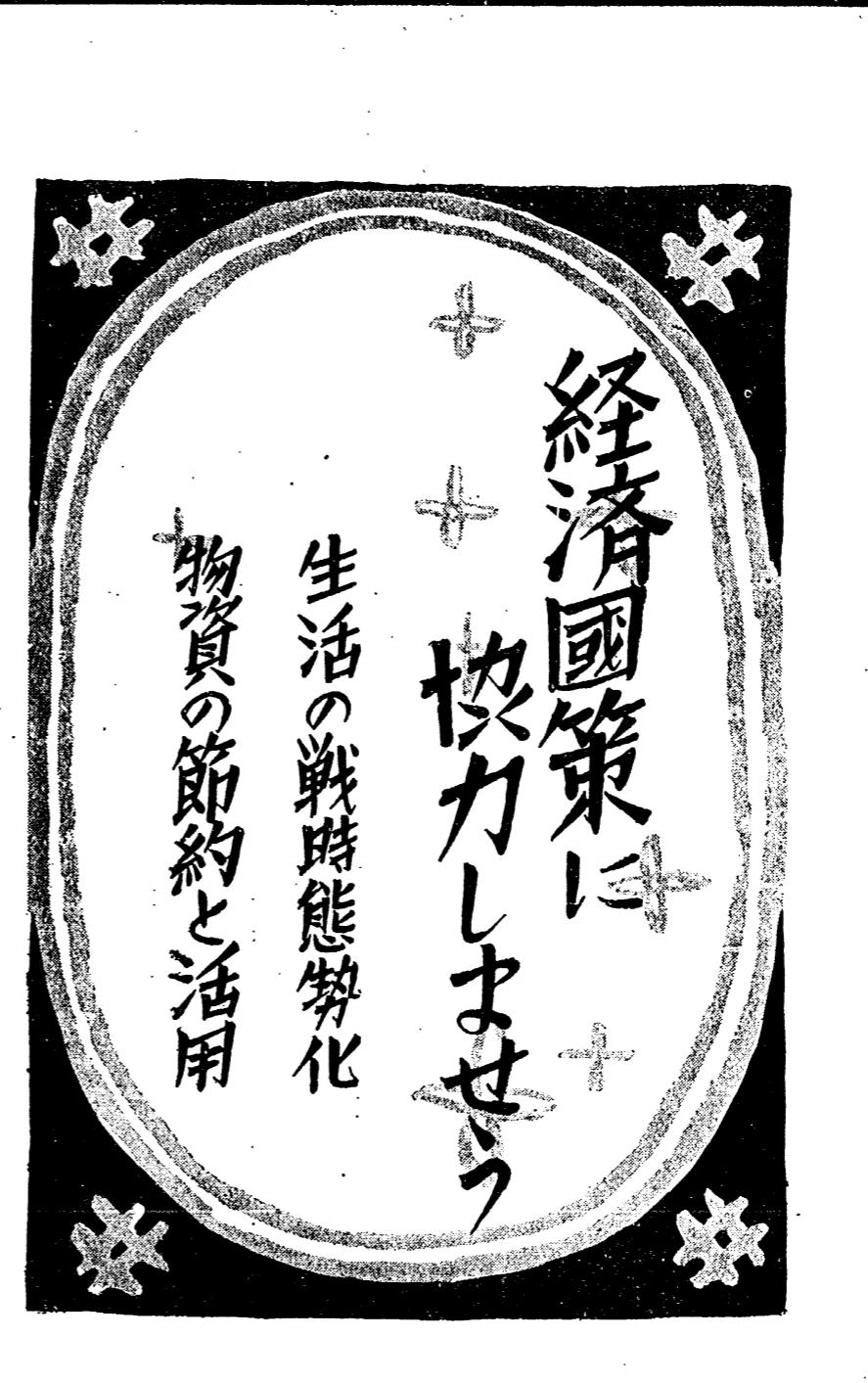
財務局金融課

☆映畫「九段の母」を觀て

臺北市老松公學校

★最近公布の法令 ★良書紹介

〔第九十號〕



日
間
旬

二月二十一日(水)	▽支那事變第二十回(海軍第十一) ○島内銀行預金三億二千萬圓臺 へ、事變前より一億四千萬圓の増 加 ▶ 北海海岸附近の築成・倭島 占領	△支那事變第二十回(海軍第十一) 回) 論功行賞の御沙汰あらせらる ○府令・金使用規則改正公布 ▶ 土耳其軍、ソ聯國境に大規模な動 員開始 ▶ 獨伊新通商協定調印	△米國務次官、ルーズベルト大 統領の親書をムツソリニ伊首相 に手交
二月二十二日(木)	下御日程、滿洲國政府より發表	二月二十五日(日)	二月二十七日(火)
▼五月七日御訪日の滿洲國皇帝陸 上	▽滿洲より東京に飛來中の陸軍機 関員保険法施行令公布(三月一 日實施) ▶十五年度百三億算叢	△滿洲より東京に飛來中の陸軍機 関員保険法施行令公布(三月一 日實施) ▶十五年度百三億算叢	△國民體力管理法案、貴族院に提 出 ▶軍の裝備は重點主義と烟陸 相議會で方針を闡明 ▶輸出入造 約品配給統制規則公布三月一日 實施 ▶龍風號、盤谷安清、日泰 連絡試驗飛行完成
議院通過 ▶魯東作戰、段落敵道 棄死體一千二百・北支軍報道部長 談發表	二月二十六日(月)	二月二十八日(水)	二月二十九日(木)
二月二十三日(金)	△日泰定期航空機龍風號、第一回 準備飛行に出發 ▶臨時措置法に 基き機維製品配給統制規則公布實 施	△總督府の農林政策は糖業偏重に 非ずと森岡總務長官議會で答辯	△總督府の農林政策は糖業偏重に 非ずと森岡總務長官議會で答辯
▶中南支戰線御視察の秋父宮殿下 大場館より御歸還 ▶粗買入公定 價格公布 ▶臺北市會開催	二月二十九日(木)	△敗戦と新政權樹立で敵の厭戦深 刻化と支那派遣軍報道部長談話發 表 ▶淺間丸より拉致の獨人九名 横濱港外で我方に引渡さる	△敗戦と新政權樹立で敵の厭戦深 刻化と支那派遣軍報道部長談話發 表 ▶淺間丸より拉致の獨人九名 横濱港外で我方に引渡さる
二月二十四日(土)			

皇紀一千六百年を迎ふる

二

—南の據點臺灣—

(其ノ六)

本島の山林事業

概説 本島の林野面積は二百四十餘萬甲あつて、全土の約七割に相當する廣大な地域を占めて居る。其の位置は水平的には熱帯と亞熱帯とに跨つてゐるのであるが、中央を南北に縱走する脊梁山脈には海拔一萬尺を超へ山名のあるものだけを數へても四十八座に達する高山峻嶺が起伏重疊してゐる爲に、之を垂直的に見れば平地から海拔の高まるに従つて熱帯より暖帶へ、更に温帶を経て寒帶に至る迄の森林植物を包含する林帶を呈して居る。從て其の包蔵する樹木の種類も極めて多種多様であつて有用林木だけでも三百種を超え、而も多量な降雨と豊富な太陽熱との天恵に依り、林木の生長が旺盛なことは到底他に比類を見ないところである。

全土を通じ林況を概観すれば西部海岸地方には帶狀を爲した海岸性林木の叢林があり、之に續く平地並に山脚地方の緩傾斜地一帯は相思樹林又は部落を圍繞する莿竹林を除けば殆んど農耕地となり、次に山脚の低地から漸次山腹に及べば造林に依る相思樹林、桂竹林又は野火の跡地或は崩壊跡地等に自生する山黃

麻、楓樹等の熱帶林があり、山腹以上は樟、櫟類、椎類、楠仔類、烏心石、櫟等暖帶の常綠闊葉樹となり、更に進んで温帶林に入れば本島特有の肖楠^{マツナ}、紅檜^{ヒバ}、亞杉^{アセ}となり、次いで扁柏^{ヒンゼイ}、柏^{ヒバ}の森林があつて最後に櫟、石楠^{セイシヤム}、柏櫟等の寒帶林に達するのである。それで現在著名な大森林は北部に鹿場大山、宜蘭濁水溪流域、棲蘭山の針葉樹林、油羅山、阿玉山の闊葉樹林があり、中部には西側に阿里山から新高山の西北面に連る一帶、帽大山、八仙山、大雪山等の針葉樹林、東部には丹大山から能高山に至る中央山脈の東方、即ち馬太鞍溪、マリバシ溪、チャカシ溪、木瓜溪の大森林があり、南部には大武山から恒春半島の脊梁を爲す中央山脈一帶の闊葉樹林等がある。然し乍ら本島の氣候、地形、地質等は大なる天恵である半面、又之等の關係から林野を荒廢したこと亦甚しく、加ふるに先住民の濫伐、盜墾^{ハラス}或は林產品の需要增加等は森林を減少し林野を荒廢し、之が爲に治山治水、國土保安或は林產の保護上に及ぼす影響は重大であるので、之に對し適切な施設を講ずることは本島林政上最も重要なことである。

林政機關は幾多の變遷を経て現在は殖產局山林課、營林所及地方廳が夫々事務を管掌してゐるのであるが、領臺後殖林の獎勵、保安林調査其の他の各種の事業に着手し、爾後林野調查、同整理、森林治水調査等の大事業を經て昭和十年全島二十九事業區の施業案編成を了し、次で翌十一年より之が實施を見るに至り茲に本島林業の根幹が確立せられたのである。

現況 便宜上官行と民行とに分つて事業の概要を述べることにする。國有林野の經營は前述の施業案に従つて遂行されつゝあるのであるが、其の中造林事業は殖產局の所管する施業案に依る造林、保安林造

造林、海岸林造林、森林治水造林の各種造林と營林所が所管する造林とに大別せられ、更に後者は從來樟樹造林、官行研伐跡地並に鐵道沿線造林、特殊樹種造林、森林施業案造林、竹造林及び保安林造林に區別せ

られてゐる。而して之等の既成造林面積は昭和十三年度末では五萬七千二百餘頃に達して居り、其の主なる樹種は扁柏、紅檜、杉、廣葉杉、松等の針葉樹を始め樟、チーク、ダルベルギアシツソ、相思樹等其の他の潤葉樹を包含して居る。尙此の外に東京、京都、九州、北海道、臺北等の各帝國大學演習林の造林面積二千四百餘頃があり、其の樹種は前掲のものと大同小異である。

次に民行造林であるが、古來本島に於ては愛林思想に乏しくその爲に民林業は全く振はず見るべきものも無かつたのであるが、領臺後銳意之が振興を期し、現在に於ては民林獎勵事業、海岸砂防造林、一般保安林造林其の他に對し、補助を行ひつゝ漸次其の効を擧げつゝあるのであるが、昭和十三年度末に於ける造林面積累計は二十萬四千餘頃である。

研伐事業は營林所に於て實行中の官行研伐事業と立木拂下處分に依り民間に於て經營するものとの二がある。

官行研伐事業は古くから人口に膾炙せられてゐる阿里山を初めとして八仙山、太平山の三事業地に於て行はれて居るが、その中でも阿里山は創業の古い事と其の廣大な規模と云ふ事では洽く喧傳せられ、所謂臺灣檜の代表的產地とされてゐる。三事業地を通じ昭和十三年度に於ける木材賣拂高は丸太、製品、其の他を含み五百十七萬八千餘圓、樹種は扁柏、紅檜がその大半を占め香杉、亞杉、松、櫟である。

次に林產物拂下處分に依る民間業者に對する拂下額は用材、薪炭材、竹材、副產物を合して八十五萬一千餘圓に達して居る。

以上の外に時局下の臺灣の山林が擠ひつゝあるものに各種の軍用資材の供出がある。兵器材としての檜、檫、櫻材、作戰器材としての枕木、杭木、橋梁材、鞣皮用タンニン原料である相思樹々皮、軍用木炭等重

要な軍用物資の供出を既に行ひつゝあるのであるが、今後事變の推移と共に本島山林の經營は更に重要性を加へるであらう。

右は極めて簡単に臺灣林業の輪廓を示したものに過ぎないが之を要するに、林產の保續、治山治水事業の積極化、熱帶林産業の振興の三眼目の上に臺灣の林業は立つものと解して差支へないのであらうが、之等の中更に説明を加へたいものの二三を最後に述べる事とする。

潤葉樹の利用開發、從來島内の木材產量は島内の需要を充すに足らず内地及福州から供給されてゐたが事變後は専ら内地杉材の移入に依て之を補ひ昭和十二年には二百萬石、千九百圓の多きに上つてゐる。依て潤葉樹材七十五萬石を増産して移入材に代位せしめ、内地に於ける用材不足の緩和に資せんと計畫を立て昭和十五年度から事業に着手する事となつて居る。

バルブ事業計畫、國內に於けるバルブ資材林の潤渴の叫ばれる折柄、豊富な樹種と蓄積とを有する本島森林中の適木を原料とし、他面天惠に依る林木の旺盛な生長に鑑み、生長量の極めて速な樹種を擇び、造林に依て資材林を造成して原料とし、數箇所の工場を設けてバルブの製造を行はんと計畫して居る。

熱帶林產物の生產、規那樹は本島に於ては成育良好であつて現に數百甲の植栽面積を有して居るが、現在我國の需要量は殆んど輸入に之を仰ぎつゝあつたのに對し、之が生産を國內に確保し更に支那大陸へも輸出しえる量をも生産せんと規那樹の植栽を計畫中である。次に鞣皮其他に用ひられる單寧も年々巨額の輸入を仰ぎつゝあり、之が主なる原料木たるアカシャモリシマ、全デクレンス等も栽培の結果甚だ有望であるので一箇年數千屯の乾皮を生産し得る様同樹の植栽を計畫中である。次にゴム樹も本島に於て適地を見出す事が出来るのであつて、之亦年々巨額の輸入を仰ぎつゝある狀態に對し年數千屯の生産をなすべく

計画中である。

六

本島の水利事業

産業的地位

本島農業發展の重要な素因を爲すものは、熱帶・亞熱帶に跨る熱と光に恵まれた氣候風土と灌漑水利に在るものと謂はねばならない。

熱と光の天惠は之に適切な灌漑排水施設を配することに依り耕地を造成し立體的利用價值を増進させ、農作物の收量向上等に其の天恵を發揮するのであるが、若し之に灌漑排水施設を配さなかつたら旱魃となり浸水となつて農作物の枯死、腐朽を招き耕地の造成は勿論立體的利用價值を著しく低減すると云ふ全く對撲的影響を與へるのである。溫帶的氣候の内地に於ける畑作には灌漑水を重要視しないのに本島の畑栽培には灌漑水を重要視されるのも其の一例である。

往時本島の開拓者が「開拓の生命は埤堀の開鑿に在り」として蕃寄と闘ひ乍らも巨額の開鑿費を投じ水利施設の開鑿に努めたことは「埠なくんば何を以て水を得ん、埠なくんば何を以て田を爲さん、田なくんば何を以て生を賴まん」と云ふ古諺に徴しても水利事業が本島開拓的一大原動力を爲したこと窺知する事が出来る。だから改隸前の埤堀で開鑿の古いものは、二百年以上も經過し其の灌漑面積一萬甲を超えるものさへあり、又この經費は概ね私人に屬し不完備のものであつたが改隸後になつて社會の進運と產業發展の趨勢は其の施設經費を從來の狀態に放置する事を許さない事態に立至つたので、總督府は明治三十四

年七月律令第六號を以て臺灣公共埤堀規則を制定し公共の利害に關係のある埤堀の認定に依り管理上監督保護の途を開き、更に時運の進展に應へ總督府は單に保護監督に止らず自ら水利施設經營の必要を認め明治四十一年二月律令第四號を以て官設埤堀規則を制定し別表の如く埤堀工事六箇所、發電工事三箇所に工費千九百五十七萬餘圓を投じて政府自ら埤堀改修工事を完成し降て大正十年十二月には水利施設經營の堅實と監督の徹底を期し其の效果を増進させる爲律令第十號を以て臺灣水利組合令を制定し漸次公共埤堀組合を水利組合に組織變更の方針を探り現在では嘉南大埤組合だけが公共埤堀組合として殘存して居る。前述の様に總督府は直營で自ら埤堀工事を施行すると共に公共埤堀組合或は水利組合に對し國庫又は地方稅中より補助を爲す外、低利事業資金の斡旋をして來たのである。嘉南大埤の如きものは國庫より二千六百七十四萬圓の巨額を補助してゐる。

斯の様な總督府の積極政策に依つて本島の水利事業は別表の如く異常の發展を遂げ、灌漑排水面積は明治三十七年三月末二五五、一二二甲より昭和十四年三月末には五四三、六七三甲となり耕地面積に對する灌漑面積の割合は明治三十七年三月〇・二四〇より昭和十四年三月末には〇・六一五といふ普及率を示し、此の發展過程と並行して耕地の擴充或は農産業の振興を齎らして地方の發展に偉大な原動力となつたのは水利施設の普及しない地方の疲弊して居る事象に徴しても明瞭である。

官設埤堀工事の大要

工事	起工	竣工	工事費	灌漑排水面積	摘要	要
莿仔埤堀工事	明治四十三年	明治四十四年	四二六八四	三九三	元臺灣中廳公共埤堀莿仔埤堀に 排水設備を施行したものの	
			四			

七

年 度	耕 地 面 積 に 對 す る 割 合	灌 溉 排 水 面 積	
		甲	乙
明治三十六年度	0.00%	0.00%	0.00%
明治四十二年度	0.00%	0.00%	0.00%
大正元年度	0.00%	0.00%	0.00%
大正五年度	0.00%	0.00%	0.00%
大正十年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和元年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和五年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和六年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和七年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和八年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和九年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和十年度	0.00%	0.00%	0.00%
昭和十一年度	0.00%	0.00%	0.00%

卷之三

水利組合
公共埤圳組合

元阿緹臨公共埠壩獅子頭壩に
改良を加へたもの
元臺中廳公共埠壩大安壩及星
山壩に改修を加へたものの
高雄市公有埠壩河身下淡水
溪に於ける吸入口附近一帶の
河身を整理し、溪水取入を容
易ならしむる爲に施行したもの
桃園大肚直轄工事の目擗
獅子頭壩工事に附帯せるもの
で壩路上流に於て落差を利用
し發電を爲し南部地方に電力
を供給する
后里壩工事に附帯せる工事で
電力は中部臺灣の市街に供給
二層行溪埠工事用動力に充
て著手せる工事に供給する
事者を中止した爲電力は埠工的
部地方一般に供給する

三

昭和十二年度	農業面積 三八八九	公頃数 六四二三	耕地面積 五六七三	公頃数 〇・五五
昭和十三年度	農業面積 三八八九	公頃数 六四二三	耕地面積 五六七三	公頃数 〇・五五

時局と水利事業

戰時下の物動計畫完遂上農産資源は極めて重要な地位を占めて居ることは謂ふ迄もない。而して國策農作物である甘蔗、棉、黃麻、蓖麻等の生産は熱帶、亞熱帶的氣候風土に恵まれた本島特有の產業的使命として可及的確保増産を企圖具現しなければならない。更に現下の米穀事情は本島に於ても亦之の確保増産に萬全の策を講ずることを要するのである。

翻つて農産資源確保の上に重大要件を爲す耕地の現況は果して之の需要に應することが出来るであらうかと云ふと較近内外地を通じて各種時局工事の殷賑が著しく耕地の潰廢を餘儀なくされ農産資源の確保増進とは全く相反する現象にある。然し此の耕地の潰廢に應て耕地を造成擴張し立體的利用價值を増進することは刻下の最も緊要な問題であるが本島には未だ此の餘地が相當存するのである。即ち東部或は山脚地帶に於ける原野、畠地、治水工事に因る浮囁生成地或は西部海岸地帶に於ける原野、海埔地等は之に灌溉排水其の他の土地改良事業を行ふ事に依り耕地を造成擴張することが可能である。又既存の水利施設は未だ改隸前の幼稚な時代の舊套を脱する事が出來ず給水路の不備に依り田越灌漑を爲すもの、締切其の他水源施設の不完備の爲水源の不安定なもの其他構造物の腐朽に依り水利施設の機能を十二分に發揮し得ないもの等相當廣汎な地域を占めて居ても之等の地域に對し近代技術を以て改善工事を行へば耕地の利用價值を増進させ農産力を著しく向上させる事が出来る。

總督府に於ては此の逼迫せる耕地の需給に應へる爲先づ第一期計畫として二十餘萬甲に亘り十箇年土地改良計畫を樹立し、其の工事費と調査費の一部を既に昭和十五年度豫算に計上されて居る。

次に現下の逼迫せる米穀事情に對處し昭和十六米穀年度に於て水利施設に依り十三萬餘石の増產を圖ることゝし、昭和十五年度豫算案で二百餘萬圓の國庫補助が計上され目下官民總力を傾倒して工事の進捗に努めて居る次第である。

十箇年土地改良計畫は、物動計畫完遂上に必須の本島特有の農産資源確保上、將又昭和十六米穀年度米穀增産土地改良事業は、戰時下食糧確保上何れも聖戰目的遂行上至大の役割を有する時局下の國策的水利事業と謂ふべきである。

蓋し本島土地改良事業の著大な發展は、軽て米產の過剩となり農産業發達の不調和を來すと云ふ様な懸念を抱く事は全く杞憂である。即ち米穀移出管理事業は斯かる場合に對處し產業的發展の調和に至大の働きを爲すものであつて、斯かる杞憂の爲本島土地改良事業の進展を阻害される様な事があれば現下の農産資源獲得の重要性に鑑み斷じて許されるべきでない。宜しく土地改良事業を積極的に遂行し、可及的耕地の擴充造成と立體的利用價值を増進させ、農産資源の獲得に可及的彈力と餘裕を與ふべきである。

土地改良に關する法令

本島には未だ内地の耕地整理法、朝鮮の土地改良令の如き法令の施行がない爲、耕地整理事業としては何等見るべきもののがなくこの爲耕地としての利用價值を十二分に發揮出来ない丈でなく耕耘其の他に不經濟な農業經營が行はれつゝあるのである。だから土地改良に關する法令を施行し耕地の區劃を整形し農道

畦畔を完備し、鹽分地・看天田を改良し耕地防風林の設置等土地改良事業を促進し、耕地の立體的利用價値を増進し、農業經營を經濟的合理化し農産の増進、農業經營費或は農業勞力の節減を圖ることは本島の產業的地位と國內情勢より推し極めて緊要別切なる方策と謂はねばなら。依て總督府に於ても緊迫せる事態に即應し昭和十四年度より該法令の立案に着手し少くとも昭和十五年度中に公布の運びとなる豫定で銳意之が立案に努めて居る次第である。

水利統制と水利團體の強化

水利事業の進展に伴ひ灌漑用水源の需給關係は愈々窮屈となり。加へて時局工業の殷賑と發電事業或は上水道の發展等は彌が上にも水の需給關係を逼迫させつゝある現情に鑑み全島的に水の需給關係を的確に把握し之に適切な統制を加へ水の利用部門である各事業の調和的發展を企圖具現することは極めて効切なる施策なので、總督府に於ては夙に其の必要を痛感し昭和十四年度より水利統制上必要な調査を十箇年計畫の下に實施して居るのである。

而して其の調査内容は水利統制上必要な河川百二十五箇所に亘り流量調査を行ふと共に、水の需用方面の大権である農業水利の需用現況を調査し之を工業用水、發電用水、上水道等の相互に於ても水利統制を行はうとするものである。

水利統制事業は水の需要者の正鵠な理解と認識に俟たなければ其の實現は不可能である。即ち「我田引水」の觀念を抛擲して公水として隣保互讓の精神に立脚して水を需用することが水利統制の完遂上絶體的必要條件である。

水利施設の維持管理の適否は農産業の消長に至大の關係を有する爲之の經營主體を強化し人的財的方面の充實を圖り水利施設の維持管理に遺憾なからしめると共に、水利統制上に於ても水の需要主體を整理單一化を必要と認めたので總督府は群小散在する私設埠頭又は形態だけ存し其の實なき小水利組合等を整理統合する方針を探り、目下之の順調進捗を見つゝある事は地方民の之に對する理解と認識に依るものであつて満足に堪へない。

本邦南方發展の據點として軍事的にも産業的にも愈々重要性を加へつゝある本島として産業發展の原動力である水利事業が光輝ある紀元二千六百年を迎へ劃期的發展の實施段階に移行したことは本島水利史上永劫銘記されるべき一大事實であると共に、水利事業の産業的地位を正視し官民總親和の下に總力を傾倒して之の進展を圖ることは本島に課せられた重大使命である。

皇后宮御歌

なくさめことの葉もかなたゝかひの
にはを志のひてすくすやからを
やすらかにねむれとそおもふ君のため
いのちさゝけしますらをのとも

本島最近の貿易趨勢

財務局金融課

一 はしがき

最近の我が臺灣の貿易はどんな線を描いたか、而して今又其の動向はどうか許された紙面の範囲では充分説明することが不可能と思はれるが成るべく順序を逐つて平易に解説して見やう。扱て順序は先づ主として量的状況を明かにすること、其の爲には輸出、輸入、移出、移入の各門を夫々堅に観察し然して後横の關係を考察し即ち主として質的に観た趨勢に言及することとしよう。

二 各貿易の量的考察

貿易を少し分解して見ると、

	對 支 (關東州共) 滿	對第三國	
		年 計	指 數
昭和十一年 下半期	三八七三 千円	一〇五九 千円	一三五〇 千円
同 十二年 上半期	四〇〇三 千円	一九六一 千円	一五〇九 千円
同 十三年 上半期	二三〇六 千円	一〇五八 千円	一四〇九 千円
同 十四年 下半期	一五〇六 千円	一〇六三 千円	一三〇九 千円
備考 指數は過去の最高記録であった昭和元年の輸出額を一〇〇としたものである。			

右表の様に先づ對支輸出に於ては昭和十二年は、昭和十一年末來一時異常な衝撃を與へた銀爲替安も時日の経過するに伴れて次第に機能を失ひ寧ろ其の安定觀は彼地の購買力擡頭と共に輸出を相當助長しつゝあつたが、下半期に入るや事變の勃發と同時に姿勢を革め殊に十月以降年末に亘つては殆んど取引皆無の状態に陥つた。併し翌十三年後は皇軍占據地域下の治安の恢復經濟の復興、民衆の抗日思想のは正等に伴ひ取引は期を逐ふて回復した。尤も十四年の下半期は貿易の季節

的關係に加へ特に砂糖の供給減に基き幾分の頓挫を示したが、對岸舊市場中には未だ一部取引の復活を見るに至つて居ないものがあるに拘らず、同年の輸出額は既に過去の最高記録を改新する壯舉に出た。其の前途は近く新政權の誕生を迎へんとして居り、特に臺灣の地理的關係を考へるとき必ずや刮目して見るべきものがあると信じる。

次に建國以來連年盛況に向つた對滿輸出は同國の文

支那で失った販路を償はんとする商策と相俟つて、最

近は唯十三年の下半期（砂糖の出廻期關係に基く必然的退却）を除き毎期驚異的躍進を續けた。併し此の現象は以て之を堅實な取引の所産として總てを肯定し得ない憾がある。即ち新興景氣に躍る物價の急騰、更に惹いて説發された思惑等警戒すべき動機に依つて必要

以上の假需要を見た結果に俟つものが専くない。從つて國內物資の需給兎角窮屈な折柄最近此の輸出が或る程度制限されるに至つた事は蓋し當然であつて今後暫くは餘り増加を期待することが不可能の實情に在る。

而して第三國向は十二年に入つて海外財界も活氣を帶び、殊に軍備競争の激化に因り重工業の擡頭と共に物價が勝勢に向つた爲相當好轉を豫想されて居たが翌十三年初頭から十四年上半期に亘つて事變の餘波は香港に於ける仲繼貿易機能の衰減、南洋華僑の排貨、歐

米諸國の對日感情の悪化等を生み意外な不況を喫した。併し同年下半期以來は外貨獲得を目指して貿易指導や一般業者の呼應的努力が、時恰も歐洲の風雲惡

化に際會し米獨方面の買氣出動と相俟つて奏效し俄然

優勢に轉じた。而かも先行歐洲紛爭の解決は見透し困難であるが現状持続の限りに於ては絞上の機運は一層濃化し義の歐洲大戰當時の實例にも徵し此の際相當新舊市場に於ける商權の確立を保つことが出来ると思ふ。

以上を要約すると十二年後の輸出貿易は内面的に相當の起伏があつたが、表面上の實額は實に急速な増加を辿り十四年に至つては既往に於て最も殷賑を呈した昭和元年の輸出額を遙かに突破し、尙前途は之を單に外界の事情のみから推斷すれば更に顯著な發展を爲す要素を藏して居る。併し其の成果は或る程度國內供給力に制約せられるを免れ得ない情勢にある。

(口) 輸入貿易 本貿易の最高潮は歐洲大戰直後から昭和四年に亘る五六年の間であつて就中昭和二年に於ては六五、八四〇千圓と最高記録を印した。其後は内外經濟界の不況深刻化に連れて衰微したが、昭和六

年三〇、八五千圓を底として爾來十一年に至る間逐年増加した。而して十一年を含む最近の實績を表示すれば

	對 支	對 (關東州共) 滿	對 第三國	計
	對 支	對 (關東州共) 滿	對 第三國	計
	對 支	對 (關東州共) 滿	對 第三國	計
昭和十一年	〔上半期〕 三六六 〔下半期〕 四八三	〔上半期〕 三六六 〔下半期〕 四八三	〔上半期〕 一〇八 〔下半期〕 一〇九	〔上半期〕 七一九 〔下半期〕 七一九
同 十二年	〔上半期〕 二二三 〔下半期〕 二二三	〔上半期〕 二二三 〔下半期〕 二二三	〔上半期〕 一〇九 〔下半期〕 一〇九	〔上半期〕 一〇九 〔下半期〕 一〇九
同 十三年	〔上半期〕 一〇八 〔下半期〕 一〇八	〔上半期〕 一〇八 〔下半期〕 一〇八	〔上半期〕 一〇九 〔下半期〕 一〇九	〔上半期〕 一〇九 〔下半期〕 一〇九
同 十四年	〔上半期〕 二〇九 〔下半期〕 二〇九	〔上半期〕 二〇九 〔下半期〕 二〇九	〔上半期〕 一〇九 〔下半期〕 一〇九	〔上半期〕 一〇九 〔下半期〕 一〇九

備考 指數は過去の最高記録であった昭和二年の輸入額を一〇〇としたものである。

前掲の如く對支關係は事變後極度に萎靡したが一部の物資が満關經由に依つて供給される途が残されて居た爲輸出に於て見たやうな杜絶的な悲境を免れた。而して其後の歩調は対支關係は未だ恢復の域に達して居ない。斯くて之は事變による取引の断絶を勁機として國內代用品の使用に剛致せる一方、不用不急品の輸入制限等が主因を爲すもので次の現況は將來の支

對滿輸入は肥料、雜穀を主體とし毎年上、下兩半期に於ける週期的消長の比較的顯著なものがあるが昭和十二年の輸入が肥料の供給不足から聊か頓挫した丈で

建國以來逐年増加を果ねた。殊に十四年下半期は上半期に優る異例的膨脹を告げた。尤も之は實質上の著し

い變化に基くものではなく主として輸入期の偏重と最近に於ける滿洲物價の急騰とに因るするものであるが、専に角本島の經濟は滿洲特產品に依存する所が頗る大きな爲に滿洲國自體の對外輸出の調整に俟つて本島への輸入は今後一層期待すべきものがあらう。

第三國よりの輸入は事變後香港の仲繼的地位の覆滅に依つて圓滑を缺くに至つたものもあり加へて內的事故からも不生產的物資の輸入は之を全く抑制されるに至つた爲十三年は一時的後退を示したが本島産業の急激な發展に伴ひ之の推進を圖る上に於て必要な生産的資材の輸入は益々歓迎されるべき立場にあるので大勢は伸張の趨勢にあるものと見られる。

以上を通観するに從來支那よりする輸入は相當地位を占めてゐた關係上流石事變に因る對支輸入の衰亡

は全輸入貿易に對し歎からざる影響を與へ十三年の如きは指數僅に五九迄低下したが十四年に入つては必需材の確保と物價高とに著しく恢復した。恐らく本貿易も昭和二年の如き盛況時代の再現を近き将来に約されて居るのではなからうか。

(八) 移出貿易

本貿易は財界の盛衰と共に、無大勢母國經濟中心主義の產業を背景として最も順調且つ長足の發展を遂げた。大正十三年に至つて、二億圓臺を示現して以來、最高は昭和四年の二三八、七〇五千圓、最低は昭和六年の二〇一、四二四千圓を以て、世界的經濟不況時を閑し翌七年後は一路増加を辿り、十年に進んで三億圓臺を突破した。左に同年を含む近年の移出額を表示して見ると

	上半期	下半期	計	指數	摘要	要
昭和十一年	一九八、四五〇	一一五、七五〇	三一四、二〇〇	一〇〇		
昭和十二年	二六六、六二九	一四三、六二九	四一〇、二五八	一三二		
昭和十三年	二五四、〇三五	一六六、〇六八	四二〇、一〇三	一三四		
昭和十四年	三一六、九七四	一九二、七六九	五〇九、七四四	一六二		

右表に依つて窺ふと最近の膨脹振の顯著なことは全く驚異に値するものがある。尤も十四年の激増は、特に物價の昂騰に負ふものが大であるから相當割引して觀察する必要があるとしても斯の様な現象は本島に於ける生産力の偉大さを語ると共に母國に對し經濟的に寄與する所極めて大なるものありと謂へよう。而して將來は更に此の臺灣の天與の產業的因素に科學的推進力を與へ一層生産機能が發揮せられつゝある現況より推して、尙より以上必要に應じて對内移出貿易は發展すべき潜勢力を藏して居ると斷定して憚らない。

(二) 移入貿易

歐洲大戰を機として、消費經濟の著しい膨脹を來し加へて物價

	上半期	下半期	計	指數	摘要	要
昭和十一年	九六、七三五	一一一、四〇四	二二八、一四〇	一〇〇		

同	十一年	一一〇、五五八	一三三、二七三	二四三、八三一	一一二
同	十二年	一三四、九八三	一四二、九二一	二七七、八九四	一二二
同	十三年	一六〇、三〇二	一六七、六四七	三三七、九五〇	一五〇
同	十四年	一七一、五四三	一八六、〇六四	三五七、六〇八	一六四

近年特に事變發生後に於ける物價の連騰は一般貿易額を著しく増加させ移入貿易額に於ても歎息之を反映して居るが一方時局の餘恵を蒙り島内の購買力を増加したのに加へ産業促進に伴ふ原材料の消費も旺盛となつた爲、移入貿易は實量的にも亦著しく増大した。併し十四年特に其の下半期に於ては國內物資の需給漸く逼迫の状顯著となり、物價は格段の騰貴を示したが價格の公定、配給の統制等物資分配過程の異變に因り荷動を阻害した爲貿易額も歎息す增勢を鈍らした。而して時局は將來に向つて尙格段島民の自覺と緊張とを要求し、就中國際收支關係や國內物資の生産消費の狀況、

次に臺灣の貿易を主として質的に検討すると前項で述べた各貿易額から昭和十一年後のものに就て之を横に觀察すれば左表の如き貸借結果が得られる。

	對支	對滿	對第三國	計	內國貿易	總貿易	易	
							入	外
同	十二年	入	(六〇八)	入	(六〇三)	入	(七〇四)	外
同	十三年	出	(六〇七)	出	(六〇六)	出	(六〇五)	外
同	十四年	出	(六〇六)	出	(六〇五)	出	(六〇四)	外

備考

一、「入」は入超額「出」は出超額である。

二、括弧内の數字は入超にあつては其の入超額の輸出額に對する百分比で入超又は出超の確實性の強弱を示すものとする。

即ち對支貿易に於ては十一、十二年は入超となつては居るが、其の確實性を認め難い程度の入超であつた。併し事變後即ち特に十三年後の貿易況に於ては其の動向を全く確立した。今後の對支貿易には此の傾向が一層強く表現せらるゝものと見て間違ない。

對滿貿易に於ては元來入超が常識的であつたが島内の産業の科學的進歩は安價な輸入原材料と天惠の有形無形の資源とを高度に配給利用することに依つて、輸出向製品の量的増加と共に其の價值の向上とを齎すに至つて近年貿易尻を急速に修正し十四年に至つては、特に砂糖の異例的出荷激減も主因し遂に出超に轉向すると云

ふ劇的現象を呈した。恐らく臺灣の貿易が第三國との通商關係に於て好ましい意味に於ける新事態を發生する等の著しい變化を見ない限り、對滿貿易は茲數年を出すして出超を確保するであらう。

第三國との貿易關係は本島産業の搖籃時代に於て殆んど入超裡に推移した事は想像に難くないが、歐洲大陸當時海外市場を開拓したのを機會として一旦出超に轉じて以來は頗る順調なる歩調を辿つた。然るに今次事變に入つて圓閏内からの物資の要求が増加し中には

輸入も必要の最少限度に抑制せられたにも拘らず、結

局輸出の相對的退歩に基き稀に逆調を演ずると云ふ非勢に陥つた。此の戦時下日本の經濟的要求に背反した事實は放任を許されず特に十四年下半期から第三國向輸出の振興對策が講ぜられることになつて、同年は父超額を相當壓縮され、將來其の努力は續けられるべきで樂觀を許さぬまでも多少期待し得るものがあると思ふ。

要するに外國貿易の最近の趨勢は、内物資供給力の豊富と外滿關支に於ける消費經濟の膨脹とを主柱として量質共に向上發展の途上に在り、且つ先行支那新政權の樹立と共に益々多望なるは疑を入れないが、國際經濟狀勢から觀て對三國貿易の見劣りを免れぬであらふ一事は多少遺憾である。

次に紙面の都合上以上の外國貿易の趨勢に對内貿易關係を簡單に配して本島貿易の全貌を縋るト大正三年以降は移出貿易の超然的發展に因り絶對出超を辿り大正十三年に於ては其額一億二千萬圓を算したが、其の後外國貿易の入超が稍々過大であったこと、比較的移

入貿易を促進したこと、に因り最低五千萬圓臺迄下つた。併し昭和十二年に至つて一億圓臺を再現し更に十四年に於ては内外貿易二門の並行的且つ空前的順調に惠まれて表示の如く、一億八千四百萬圓と尭大な出超を擧げた。此の事實の裏には偶然の原因も妙らず潛んで居たであらう。従つて之の向後に於ける貿易の質量的目安とはならないまでも、其の確實性は相當に高いものがあるから貿易兎の朶は確に十四年を轉機として改新せられたと云つて違算はないと信じる。

四 結 言

義の滿洲獨立と其の生長に對する援助を含む帝國の興亞聖業の意義は殆んど計り知ることを得ない。外國貿易に就て見ても多年日貨排斥の埠端であつた支邦の市場に於て現に抜本塞源的な新展開を見つゝあり且つ將來は一層期して俟つべきものがある事を疑はない見透を得るに至り、而かも貿易の質は改善の實を擧げつゝある等偏に聖業の賜物で眞に欣快に堪へぬ。

一方對内關係も前節の表に見る様に、近年大體億を以つて算する島内生產の過剩分を母國に供給し殊に十

四年の如きは、一五二、一三六千圓といふ多額の出超を齎した。之は内地に於ける對外貿易上の支拂勘定を夫れ丈節減させたのと結果を同一にするもので、現下日本の經濟力に於て、年額數億圓臺の入超又は出超に多大の關心が向けられて居る實情に鑑み此の貢献は實

に偉大なものと謂へよう。

(おことはり)

質的方面からの觀察に於て、内容たる商品を配して解説する餘地がなく從つて其の意を十分盡すことが出來なかつたことを遺憾とする。

又本稿中、將來に關する見解は超非常時局に於て得て避け難い諸種の豫想しなかつた問題の炎發から、結果に於て無謀ならざることを豫め諒承された。

を開始、次の様な次第によつて凡ゆる努力が傾注されてゐるのである。

☆ ☆ ☆
紹介
べきゝ廣東女子職業學校』が設立されてゐる。同校は中華婦女子に對し高潔な人格を養成し、良妻賢母として自立自奮の道を教へ、日華關係を明らかにする趣旨の許に

昭和九年二月廣州市廣衛路に私立啟存職業學校として設立されたのであるが、今次變遷の爲一時閉校され、昭和十四年四月外務省及興亞院の援助により再び開校されたのである。以下同校は校主原田武子女史指導の許に活動

一、校費年額 六四



★聖戰下緊張裡に四年目の春を迎へた島都に相應しく此程國際館に上映された東寶映畫「九段の母」は一般に多大の感激を與へた映畫であるが、なかでも公學校の兒童の胸に如何なる感銘を齎したか、臺北市老松公學校兒童の綴方を紹介することにした。

涙で疊る画面

六年林國梁

あゝ雲月の浪曲、むせび泣く様な腹の底よりわき出づるその聲、感激に打たれてゐるのは僕一人だけでなかつた。見る者すべてが皆しんとしてせき一つしなかつた。今うらゝかな日はこゝ農村に照りそゝいでゐる。せはしい農家にとつては猫の手をもかりたい程だつた。その中にお波は年とつた父兄を残し兄にそむいて上京してしまつたのだった。數年は矢の如く流れた。今カブエーに於いて雲月のこの浪曲にお波は深い後悔の心に打たれ、自殺をくわだてたが巡査の爲に助けられ再生活した氣持で故郷として歸つていつた。

一方の方では兄勝次に名譽ある召集令が下り勝次は支那に轉戦遂に花々しく謫國の人柱として散つた。今日は勝次に對する金鷲勳章の傳達式だつた。勝次のこゝは靖國の社の前だつた。あゝ我ら

一子忠一の魂こもつた朗讀に皆泣かされた。いちらしくも父の後をついで立派な人間になるといふその誓ひの言葉!! ふとある木の下に手を合せてゐる女がある。これぞ今は心をあらためたお波の姿だつた。僕はこの傳達式の場面をともする涙でかすんではつきり見られなかつた。その夜だつたお波は我家に入らうとしたが老母はこれをゆるさなかつた。この目出度い日にけがれたこのお波を家に入れまいとしたのだった。しかし村長の勧めもあり忠一の涙ぐましい行に感じた老母はお波を一夜だけ家に泊らせた。翌朝お波は忠一にわからないやうに自動車で又我家を去らうとしたが、ふと自分の名をよばれるので窓より外を見ればこれはどうしたのだらう。忠一は自動車の後を追つかけてゐたのだった。走りかけてゐた車から降りたお波はしつかと忠一をだきしめた。あゝ叔母お波をしたつて歸らせんとする忠一のいちらしさに僕は涙を流してしまつた。

三人の顔には熱い涙がほほを傳はつて流れてゐた。靖國の社には陽がぱか／＼と照つてゐた。この母にしてこの子あり。

「九段の母に幸あれ」と僕は祈らざるを得なかつた。

この映画の價值

高二陳榮舫 時局的な映画である。この映画で特に力を入れてゐる所はお波と言ふ女が兄の戦死をきき、過去を反省したと言ふ點である。これをこの映画から取つてしまへば殆んど無價値になる。讀方で國民的思考力、國民的感動力と言ふのをならつたが今この映画を見て、よくその意味がのみこめた。日本人は誰でも皇室の御事、國家の事にかけては一家一身上の事よりも真剣な考へをもつてゐる。出征、戦死等については日本國民獨特の思考力と感動力をもつてゐる。それは筆舌に盡し難い。それで今まで文をよんでも、耳で

きいても本當にその意味を理解できなかつた。それだけに知りたかつた。今この映画を見てはつきりとその眞意を知つた。國民的思考力國民的感動力は何によつておこるか、日本精神によるのである。日本精神によつておこるのである。三千

人の心の美しさ

高一王祖銘 義の降る中を宿無し犬の様に、久しづりに見る今はまるつきり變つた懐しい我が家の戸にもたれて、涙ぐんでおおお波

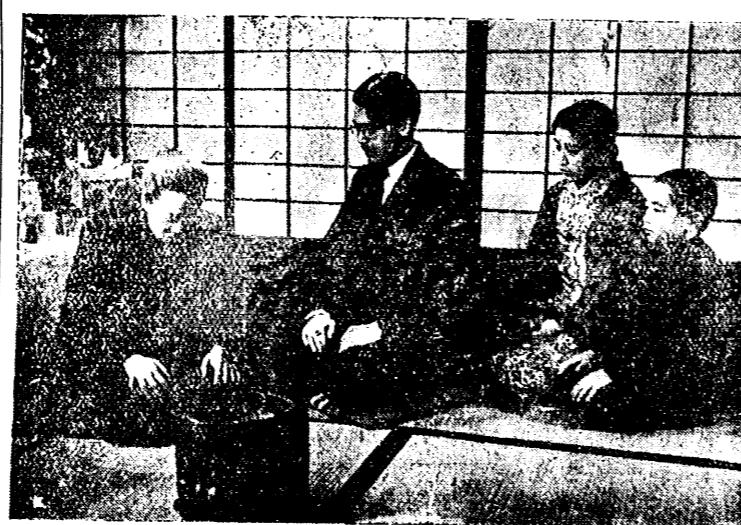
「いよ子だから忠一や、その戸をしめて下されな。」

としての精神を忘れず娘を追ひ出す母の思ひはどんなであつたらしい。僕はたゞ感涙にむせんだ。

今出て行かうとするお波を「叔母ちやん、待つて。行つちやいや」と止める忠一君の心にもなつて泣いた。

寒夜の軒下にだきあふお波と忠一君。お波の美しいほゝに白いものが光る。忠一君も肩をぶるはせて泣いてゐる。人の心の美しさ。子供ながら忠一君の人に接する美しい心には僕のまぶたもあつくなつた。

空は日本晴。お婆さんとお波と忠一君は久しうぶりに一緒にいる。心も日本晴。顔も日本晴。天を衝くかと思はれる九段の大鳥居。高く日草旗がはためいてゐる。あゝこゝに鎮ります多くの英靈の中にあつて安らかに眠る忠一君のお父さんは、眞人間に返つたお波の心をきつとく喜んで下さつたことでせう。いやむしろ年老いたお母さんの手を取つてたゞづむお波の心に感謝して、將來永久によき娘として老母の面倒を見てくれと頼んでゐるに違ひない。



☆忠一の先生は改心した姉のお波を家に入れてやるよう母のおたねに頼むのであつた。

又忠一君の讀みあげる奉答文をどうに喜んでお聞きになつたことですか。忠一君のやうな少年達があれ巴こそ日本は永久に榮え、又最後の目的も立派に貫徹することが出来るのだと思ひ、僕も涙の中できつと忠一君のやう美しい心の人となり、忠

とお婆さんの聲、投げた鞠が跳ねたやうに飛び出した忠一君は戸に手を掛けたとたん、ふとそこにたゞすむ人の影を見てすぐお婆さんに知らさうとした。その時「お母さま!!」

今は地下に静かに眠る息子、勝次の位牌と涙をそぼる様な聲でお波は土間へ入つた。歸らうとして土間へ降りた村長は神は要するにそのやうなものである。この映画には日本精神のすべてをおりこんである。涙なしでは見られない映画ではなくて感動なしでは見られない映画だ。

「おたねさん、お波さんぢやよと、一きよ」動すべて國家的立場から出でる。この映画を見てみると日本國民としての誇を、日本國民としての有難さを、日本國民としての力強さをひしひしと感じます。

今は地下に静かに眠る息子、勝次の位牌から身を放したお波さんがお波が「お母さま」と言ふのに、「大恩受けた父の病氣を振りすて、家出し、又一身をさゝげて御國に御奉公せんものと喜び勇んで出征する兄にまで心配かけたやうな娘を妾は生んだ覚えはない、とつとと、出てうせろ。」

あゝこれこそ、實に大君の御柄となりて身を擲げる日本男子の母ならばこそ言へるのだ、雨の日も風の日もいとはず、手鹽にかけて育てゝ來た娘をおめくと見守る母親が何處にあらうか。譽れの金鶴勳章を戴き、村一番の名譽と村をあげて喜びにひたつてゐる中にも、日本人

一君の學友の方々と共に力を合せて多くの遺族や出征軍人の家族の方々に御心配をかけないやうにしたいと思ひまし

真

本當にハンケチのかわかない映畫であつた。始めは浪曲が大そう變なので面白くありませんでしたが、いつの間にかつりこまれて今ではもう一度見たい気がする。せがれの戦死の後、家にはお祖母さんと小さな孫、氣の毒に思つてかけつけた先生と國の叔母さんの親切さ。病床についてゐながらもせがれの戦死をよろこんだあの老人の姿を見て始めて君國の銃後國民の心といふものがわかつた。さうして今まで競馬場へ行くのを楽しんで居た女繪が浪曲に氣をうばわれ、兄とのめるのも聞かずに東京へ出て來た自分の罪をさとつて死んでおわびをしようとした所はその純心な誠心に感激の涙を流さず

海外小話

石油罐も金のうす

が、抗日に喘ぐ支那廣西省政府では、思案のあまり石油の空罐を打ち抜いて一錢の貨幣にして使はせてゐるとか。或る支那人、某家のトタン屋根を仰いで曰く「トホツあの屋根は一萬錢あらあ」(ニユーヨーク・タイムズ)

利なものです。費用も安く、晝間は黄色に見えるといふ便利な船です。

最近公布の法令

續督官房密語

卷之三

卷之三

(一) 海運業は貿易の發達、國際收支の改善、生産力擴充等國運の伸張に就き重要な立場でなく一朝有事の秋は軍事と、國防上重大なる關係を有することは言を俟たない所である。而して海運業の發展を期するには物的的、人的の兩方面に於て考慮を要するのであるが、船員保険制度は其の人的施設として制定された。即ち海運業の發達には優秀な船員の獲得が必要である。優秀な船員を獲得する爲には厚生施設を設けて船員の老後に於ける生計の保障、其の健康の増進、生活の安定を計らなければならぬ。船員保険法は斯かる理想の下に制定されたのである。

(二) 船員保險に於ては被保險者又は被保險者だった者の疾病、負傷、老齢、廢疾、脱退又は死亡に關して保険給付を爲る(法一條)船員保險は政府が管掌する。換言すれば船員保險に於ける保険者は政府である。(法二條)被保險者には強制被保險者と任意繼續被保險者の別があるが船員法第一

船員保險に於ては被保險

脱退又は死亡に關して保命

政府が算掌する。換言すれば船員は政府である。(法二條)被保險者には被保險者の別があるが船員法第一

(三) 定める船舶に乗組む者は原則として強制被保険者である。
（法十七條参照）任意継続被保険者は被保険者である資格を喪失した者に一定の條件の下に其の申請に依り特に被保険者である資格を認める場合であつて法二十條に依り認められてゐる。

(四) 船員保険は政府が保険者として之を管掌し其の事業に要する費用は保険料として徴収しこれに充てる譯であるが、本保険が年金制度を採用した結果この保険料では賄ひ切れぬので國庫は療養の給付及傷病手當金以外の保険給付（長期給付）に付て費用の五分の一を負擔することになつてゐる。（法五十八條）船員保険事業に要する費用に充てる爲に徴収する保険料は任意継続保険の場合を除き船主と船員とが折半して負擔し船主に納付の義務を負はせる。（法五十九條乃至六十二條）

(五) 保険給付に關する決定に付ては審査制度がある。審査機關として交通局總長を會長とする臺灣船員保險審査會があつて裁判所に出訴するのは此の審査會の審査を経た後でなければならぬ。（施行令六十三條）

三九

二八

又保険料其の他の徴収金に就ては訴願が認められてゐる。

(施行令六十四條)

以上述べた所は船員保険制度の概要であるが、速の法令である船員保険法、船員保険法施行令、船員保険法施行規則共に保険給付及費用の負担に関する規定を除き、内外地同時に三月一日より施行することとなつた而して本島に於ては此の保険制度の恩典に浴する者約一千人を算される。

◇米穀の使用制限

(三月七日府令第二十七號)

最近島内に於て米穀を原料とする物品の製造高は著増の傾

向にあり、現下の米穀事情から見て徒らに放任すべきではないので、臨時措置法第二條の規定に基き右に對し或る程度の制限を加へる事としたのである。即ち本令は全文二條より成り第一條では州知事又は廳長の許可を得なくては臺灣總督の指定する物品を製造する爲に米穀を使用し得ない旨を定め、別に告示第百一號を以て飴が指定せられ、第二條で飴製造業者の米穀使用許可申請の書式を定めたのである。

尙本令に違反する場合は臨時措置法に規定する罰則が適用される。

良書紹介

◇(日本古典) 古事記

(青少年讀物)

總督府圖書館

◇心を清くする話

吉江 篤松 編

三島通陽子爵の讀話による皇室の有難

き御逸事

妻の中に立たせ給ふ 聖上陛下

秋父宮段下の御孝心

を始め、ツエーベリン物語、武蔵元帥と

母堂、魂の入營、仔犬の身代り、狼虎と

親子等内外古今の事實物語三十篇餘りを

収めたもので、偉人英雄の物語あり、動物の話あり、歴史文風のものあり話は雜

多はあるが、いづれも「私達を訓へ、私達の心を、ひろく、たのしく、清く、朗かにする」即ち「心を清くする話」である。

少年達に是非讀ませたい良書である。

(ノート判、三〇〇頁、小公學校高等年

著者は、これからの少女の讀物は、明

用、新潮社發行、定價一圓五十錢)

◇(日本古典) 古事記

新屋敷幸繁 著

古事記を、單に興味本位に墮すこと

なく、原文に忠實に、しかも必要な限度

に於て材料を取捨して誤りなく平易に記述されたもので、教育的に十分の考慮を拂つてゐる良心的な著書である。

卷末に、學校父兄に捧げるとして「古

事記とはどんな古典か」と付いて簡明な解説が附してある。

秋父宮段下の御孝心

を始め、ツエーベリン物語、武蔵元帥と

母堂、魂の入營、仔犬の身代り、狼虎と

親子等内外古今の事實物語三十篇餘りを

収めたもので、偉人英雄の物語あり、動物の話あり、歴史文風のものあり話は雜

多はあるが、いづれも「私達を訓へ、

私達の心を、ひろく、たのしく、清く、

朗かにする」即ち「心を清くする話」で

少年達に是非讀ませたい良書である。

(ノート判、三〇〇頁、小公學校高等年

著者は、これからの少女の讀物は、明

◇黒板ロマンス

島本志津夫 著

細川 武子 著

著者が大正十五年頃から昨年までの間

に主として東京放送局から放送によつて

発表され演説されたものから選ばれた

「郎さんの屋根袋等十八篇の短篇童話

を集めたもので、幼稚園児から小公學校

二三年頃までの子供達に喜ばれさうな、上品な、明るい、やさしい童話である。

たゞ假名無しで相當漢字を使用してゐるので、少さい兒童達には讀むのに骨が折れるのが惜しい。

(四六判、二六九頁、童話春秋社發行、定價一圓)

◇戦線 軍旗の下に

長谷川宇一著

今事變に於て皇軍勇士達が大陸の戰野軍旗の下に發揮した盡忠美談「特務兵と愛馬」外十三篇の感激に満ちた物語を集めたものである。

「外國の一部では、あの身體の小さい日

本の兵隊が、なぜあんなに強いのかと、不思議に思つてゐる人があります。

しかし、日本の兵隊が強いのは、ちつとも不思議ではありません。

この本を讀めば、そのわげがよくわかると思ひます」

(四六判、二五〇頁、小公學校高學年用)

アルス發行、定價一圓)

◇金原精神

水野定治著

金原明善翁の門弟水野定治氏が、翁の精神を廣く世人に知らしめ、非常時下国民精神作興に資せんことを期して、公にした本である。

金原明善翁は静岡縣の人で、皇紀二九年天龍川の川岸和田村に生れ、大正十二年九十二歳の高齢を以て歿したが、其の事蹟は小公學校の教科書にも記載されたる様に、一生を緊張裡に終始した偉人で、身邊の物質を尊重し眞に勤儉力行、己れを忘れて國のため人のために計り、百年の大計であつた天龍川の治水を始め、幾多公益の事業に力を盡し、功績頗る顯著なるものがあつた。而も信仰と信念とに生き充實した生涯を送つた人である。

本書には翁の事蹟、訓話、逸事等を記述し、附錄として略傳、遺業其他を掲げて居るが、叙述極めて平易であるから、小公學校卒業程度の人達でも充分讀める。而も編纂の方法が通讀にもまた合ひ

読みにも適する様になつてゐるから便利である。本書に溢れて居る金原精神は、時節柄總ての讀者の修養に裨益する所大なるものがあるだらうと信じて疑はない。

(四六判、三五四、寶文館發行、定價一圓五十錢)

尚ほ翁の事蹟を記した少年讀物に左の書がある。翁の郷里和田村の小學校で編纂したもので、内容の整つた記述の適切な良い本である。「金原精神」と併せて各家庭備付ることを希望する。

物語 金原明善 (昭和七年、静岡縣濱名郡和田小學校内少年)

(昭和十五年三月廿九日印行) (月三回發行)

編行者 臺灣總督府臨時情報部 (台北市京町二丁目十五番地)

印刷人 加藤豊吉 (台北市京町一丁目四十三番地)

印刷所 小塚本店印刷工場

「部報」刊行の趣旨

本府の行はんとする政策の内容や意圖を普く一般島民に傳へて其の正しい理解を求め、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、他方、統後臺灣の活躍、南支の状況を廣く全國に紹介し、更に、本府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟、文化等に關する資料を公表して、當府と一般島民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與せんとするものである。

× × ×

奮つて御寄稿あらんことを希ぶ。

尙掲載記事に對する御希望あらば情報部宛にお知らせを乞ふ。

「部報」配布狀況調

(昭和十五年三月一日現在)

島外之部 各府 縣 合計	島內之部 總督府東京出張所 內閣及各省 計	購 部 數	配 布 先		個 所 部 數
			郵 便 部 關 稅 局 課	郵 便 部 關 稅 局 課	
四一六	八三七	八三七	三二	二二	八八
一〇七	八三七	八三七	一六四	一六四	一〇七
四〇〇	一〇七	一〇七	一七	一七	一〇七
計	計	計	計	計	計
總計	南洋公人	南洋公人	太道	太道	總計
計	會館頭島東門支支洲社社社社	會館頭島東門支支洲社社社社	官公立圖書館	官公立圖書館	計
六三六	三三三	三三三	一一一	一一一	六三六
三三三	二二二	二二二	一八八	一八八	三三三
二二二	一七七	一七七	一三三	一三三	二二二
一七七	一五五	一五五	一三一	一三一	一七七
一五五	一三三	一三三	一一一	一一一	一五五
一三三	一一一	一一一	一一一	一一一	一三三
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

島外之部

各府

縣

合計

購

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數

部

數



郵報

昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可

(毎月一月、二月、三月、四月發行)

第九十號

—本書の大きさは國定規格A5判—